



金 沢 市 公 報

号外第14号の2

令和5年(2023年)6月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| | |
|---|---|
| <p>◎ 目 次</p> <p>● 規 則</p> <p>○金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 1</p> | <p>○金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正 する規則 (税 務 課) 1</p> |
|---|---|

規 則

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年6月30日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第36号

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|------|------------|------|----|----|----|----|--|---------|------|---|---|---|----|---|
| 「 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">看護師</td> <td style="width: 15%;">短大3卒</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">25</td> </tr> </table> | 看護師 | 短大3卒 | 2 | 1 | 2 | 25 | を | | | | | | | | |
| 看護師 | 短大3卒 | 2 | 1 | 2 | 25 | | | | | | | | | | | |
| 「 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">看護師</td> <td style="width: 15%;">保育所に勤務するもの</td> <td style="width: 10%;">短大3卒</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">5</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">29</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="width: 15%;">上記以外のもの</td> <td style="width: 10%;">短大3卒</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">25</td> </tr> </table> | 看護師 | 保育所に勤務するもの | 短大3卒 | 2 | 5 | 2 | 29 | | 上記以外のもの | 短大3卒 | 2 | 1 | 2 | 25 | に |
| 看護師 | 保育所に勤務するもの | 短大3卒 | 2 | 5 | 2 | 29 | | | | | | | | | | |
| | 上記以外のもの | 短大3卒 | 2 | 1 | 2 | 25 | | | | | | | | | | |

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第37号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「車体後尾泥除」の次に「（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車（以下「特定小型原動機付自転車」という。）にあっては、車体後面の見やすい箇所）」を加える。

第47号様式（表）中

| | | | |
|--|---|---|----|
| <input type="checkbox"/> 第一種 (0.05L以下) <input type="checkbox"/> 第二種乙 (0.09L以下) <input type="checkbox"/> 第二種甲 (0.125L以下) <input type="checkbox"/> ミニカー | を | <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (0.05L又は0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (0.09L又は0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (0.125L又は1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー | に、 |
|--|---|---|----|

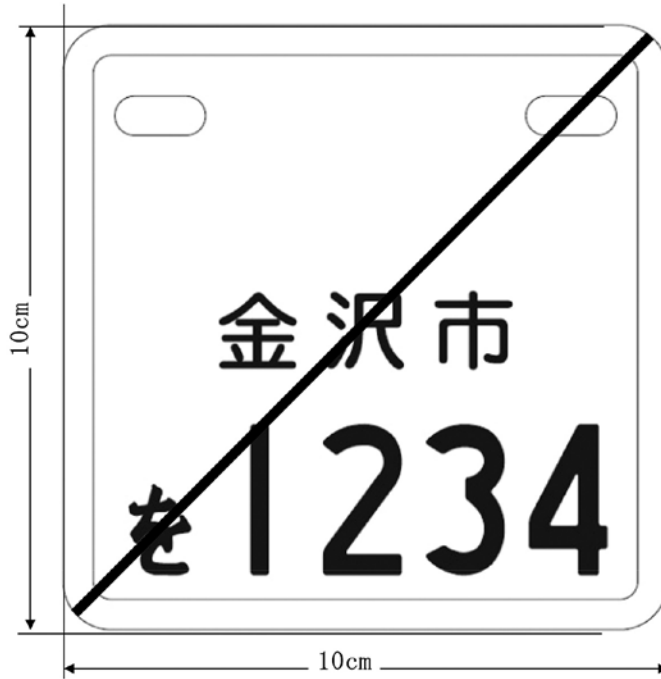
| | | | | | | | | |
|--------------------------|--------|-------|------|--|-----------------|--|----|---|
| 使用者 | (フリガナ) | | | | | | kW | を |
| | 氏名又は名称 | | | | 条例の注意事項を記入すること。 | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 電話番号 | | | | | |
| 上記のとおり標識番号を交付したことを証明します。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--------------------------|--------|-------|------|--|----|----|-----------------|---|
| 使用者 | (フリガナ) | | | | | | kW | に |
| | 氏名又は名称 | | | | 長さ | 幅 | 最高速度 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 電話番号 | | cm | cm | km/h | |
| 上記のとおり標識番号を交付したことを証明します。 | | | | | | | | |
| | | | | | | | 条例の注意事項を記入すること。 | |

改める。

第49号様式その1の備考の表中「第68条第1号アの原動機付自転車」の次に「(特定小型原動機付自転車を除く。)」を加え、「その2」を「その3」に改め、同様式その2の備考の表中「及び」を「(特定小型原動機付自転車を除く。)及び」に改め、同その2を同様式その3とし、同その3の次に次のように加える。

その4



備考

標識の地の塗色等は、次の表による。

| 種 別 | 地の塗色 | 文字の塗色 | 摘 要 |
|--|------|-------|---------------------------|
| 条例第67条第3号に規定する原動機付自転車 (特定小型原動機付自転車に限る。) | 白 色 | 濃紺色 | 標識の右上端から左下端にかけて赤色の斜線を付する。 |

第49号様式その1の次に次のように加える。

その2



備考

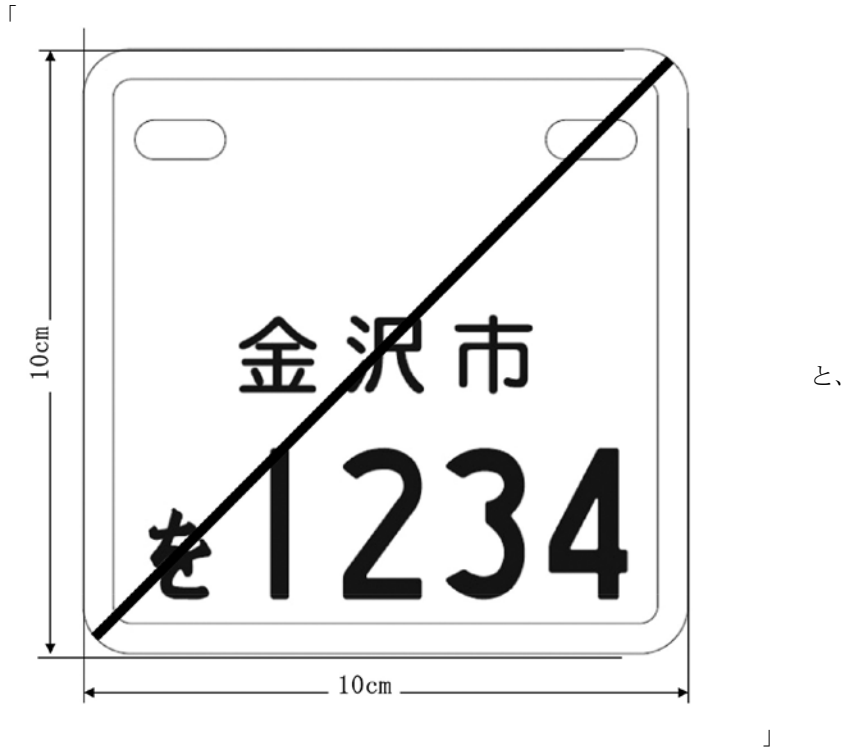
標識の地の塗色等は、次の表による。

| 種 別 | 地の塗色 | 文字の塗色 | 摘 要 |
|-------------------------------------|--------------|---------------------|--|
| 条例第68条第1号アの原動機付自転車（特定小型原動機付自転車に限る。） | 上部は白色、下部は薄青色 | 濃紺色。ただし、アルファベットは、白色 | 1 その4の備考の表に該当するものを除く。 2 図柄の塗色は、①の図柄は白色とし、①以外の図柄は薄青色とする。 |

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の第47号様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付された改正前の第47号様式による標識交付証明書は、改正後の第47号様式にかかわらず、なおその効力を有する。
- 4 施行日から令和5年8月31日までの間における改正後の第49号様式その2の規定の適用については、同その2中「





と、

「上部は白色、下部は薄青色」とあるのは「白色」と、「濃紺色。ただし、アルファベットは、白色」とあるのは「濃紺色」と、

1 その4の備考の表に該当するものを除く。

2 図柄の塗色は、①の図柄は白色とし、①以外の図柄は薄青色とする。

とあるのは

その4の備考の表に該当するものを除く。

とする。

5 施行日前に交付された改正前の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定による金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）第68条第1号アの原動機付自転車に係る標識は、改正後の第49号様式（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）にかかわらず、なおその効力を有する。

令和5年(2023年)6月30日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄